

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の軽減措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務づけられた建築物（※）で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、工事完了年度の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1を減額（耐震改修工事費の2.5%を限度）する。</p> <p>※ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（要緊急安全確認大規模建築物）や、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）</p> <p>・特例措置の内容 適用期限（平成29年3月31日）を3年間延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第15条の10、地方税法施行令附則第12条第42項及び第43項、地方税法施行規則附則第7条第11項及び第12項	
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲1982) [平年度] ー (▲3229) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 建築物の耐震改修を促進し、地震発生時の人的・物的被害の軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 南海トラフ地震や首都直下地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定）等を踏まえ、建築物の耐震化目標を平成32年までに95%と設定しているが、平成25年時点における耐震化率は約85%となっており、平成32年の目標達成に必要な進捗よりも遅れている状況にある。 このため、耐震改修促進法により要安全確認計画記載建築物等の所有者に対し、耐震診断の実施とその結果の報告を義務づけているが、耐震改修を一層促進し、耐震化目標を達成するためには、当該所有者に対し、耐震改修を早期に実施するインセンティブを与えるとともに、予算上の措置と相まって費用負担を軽減することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全なまちづくりに向けて、・・・住宅・建築物の耐震化・・・など景観や防災に配慮したまちづくり・・・等に向けた取組を進める。</li> </ul> <p>○「社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）」において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、地方公共団体と連携して住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、建替え等を促進</li> </ul> <p>○「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）」において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膨大な被害量をできる限り減少させるため、あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。</li> <li>・国、都県、市町村等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物、オフィス、店舗、ホテル、旅館等不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に重点的に取り組む。耐震化を促進する環境整備のため、国、都県及び市町村は、補助制度や税制等の支援策の活用促進により、住宅を始めとする建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えを促進する・・・。</li> </ul> <p>（政策評価体系における位置づけ）          政策目標 4 水害等災害による被害の軽減          施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する          業績指標 46 ①住宅・②建築物の耐震化率</p> <p>内閣府政策評価基本計画（平成 26 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定、平成 28 年 4 月 1 日最終変更）          政策目標 9 防災対策の推進          施策目標④ 地震対策等の推進</p>				
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震化率 95%（平成 32 年）</li> </ul>				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震化率 95%（平成 32 年）</li> </ul> </td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震化率 95%（平成 32 年）</li> </ul>	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間				
同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震化率 95%（平成 32 年）</li> </ul>					
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震化率 約 85%（平成 25 年）</li> </ul>					
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 29 年度 1,321 件				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	耐震改修には多額の費用負担を要するところ、本税制措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない事業者について、早期の改修を促す効果があるとともに、予算上の措置と相まって耐震改修の費用負担の低減が図られるため、建築物の耐震化に資する。				

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	耐震基準適合建物等の特別償却（所得税、法人税）
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震対策緊急促進事業（平成 29 年度概算要求：〇円）（P）</li> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金）（平成 29 年度概算要求：〇円の内数）（P）</li> </ul>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	耐震改修には多額の費用負担を要するところ、上記予算上の措置は、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものである。一方、本税制の措置は、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが可能となるものである。
	要望の措置の 妥当性	本特例は、既存建築物の耐震化の促進を図るための措置としての確かつ必要最小限な措置である。
	ページ	25—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年度 ー 平成 27 年度 93 件 平成 28 年度 調査中</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>ー</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>耐震改修には多額の費用負担を要するところ、本税制特例は、予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが可能となるものであるため、建築物の耐震化率の向上に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>・ 建築物の耐震化率 90%（平成 27 年）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 25 年時点における耐震化率は約 85%となっており、必要な進捗よりも遅れている状況にある。政策目標を達成するためには、本税制を延長することで、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度：創設</p>